

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第66号
平成28年4月
生涯学習課

展示期間 平成28年4月2日(土)
～6月30日(木)

※図書館休館日を除く
※期間中、一部、展示内容が変わります

むらの訴訟と解決 ～水利権をめぐる訴訟～

江戸時代は、私たちの想像以上に訴訟社会でした。村では、共有山の利用や水利権をめぐる訴訟がしばしばおこり、その解決にはさまざまな方法が用いられました。地域に残された古文書からは、いかに当時の人々が生活や生産を維持するため、苦労や努力をしてきたかを知ることができます。今回は、明治16年(1883)におこった今井用水の水利権をめぐる訴訟を例に今里村の動きを紹介します。

今里村の用水

今里村の田地は、集落の東と西に広がっています。東部の田地へは他村領の湧水^{ゆうすい}や、各所に突井戸^{つきいど}を掘って小畑川の伏流水を引水していました。西部の田地へは元々わずかの池水か他村の余水しかなく、江戸時代後期には、西山にため池を築造する大規模な土木工事を行っています。一方で小畑川沿いの字川原久保・明星水・下田は、雨が降り続くと小畑川上流からの排水がたまりやすく、逆に洪水の際には小畑川の水が下手から逆流するなど、古くから水害と干害の両方に苦しんできました。

今里地区にはこれら水の苦労を物語る水利慣行や古文書、伝承が数多く伝わっています。

今井用水

今井用水は、石見上里村^{いわみかみさと}(西京区)の湧水を水源とし、井ノ内村の地所を横切って主に今里村東部の田地を潤していました。

今井用水の起源は遠く戦国時代^{さかのほ}に遡ります。義民九左衛門が他村から隣村の領地を貫いて今里村に水路を通し、この地の慢性的な水不足を解消しましたが、その咎で妻子とともに処刑された、という伝承があります。これが今井用水の始まりと言われています。

この伝承を証明する史料は現存しません。しかし今井用水に対する今里村の権利を証明する^{てんしん}天文年間(1532～1555)の古文書があり、この頃にはすでに今井用水ができていたことがわかります。



今井用水の流路
(平成18年、国土地理院発行1/25,000より)

今井用水の利用をめぐる争い

天文^{てんぶん}22年(1553)、今井用水の使用をめぐって今里村と上植野村(向日市)の間で争いがおき、乙訓地域の有力者たちの調停によって5日間だけ上植野村の用水使用が認められることになりました。しかし、翌年にも同様の争いがおきたため、当時、畿内一円を支配していた三好長慶^{みよしながよし}のいる芥川城^{あくたがわ}(高槻市)に関係者が呼び出され、裁判が行われました。その結果、井ノ内村領内を通る今井用水の利用権は今里村にある、との裁定が下されます。今井用水は、井ノ内村領内を通過していたため、江戸時代に入っても今井用水の使用をめぐって井ノ内村との争いが絶えませんでした。小畑川の対岸にある上植野村の要求を退けることは容易でしたが、井ノ内村の場合は用水が通る村からの要求であるだけに、それを退けるには歴史的な権利を証明することが必要でした。そのため争論に関する文書は、郷蔵^{ごうくら}や庄屋宅で大切に保管されました。

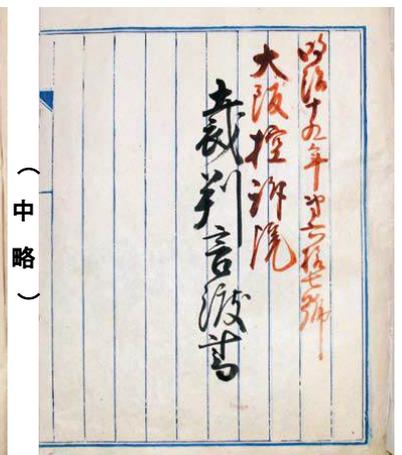
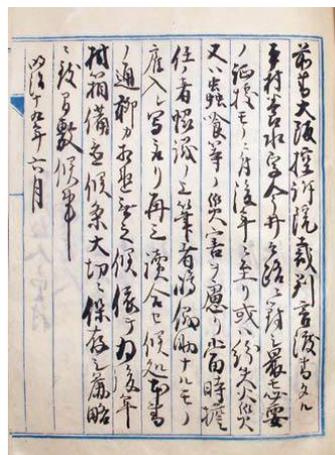


天文 23年(1554)「三好長慶裁許状」(個人蔵)

三好長慶による裁許の結果、今里村に今井用水の支配が認められました。このときの裁定が、後の今里村にとって大きな意味をもつこととなります。

明治16年の大干ばつと水利権をめぐる争い

明治16年(1883)、今里村と石見上里村^{いわみかみさと}・井ノ内村の間で今井用水をめぐる争いが再燃しました。この年の夏の干ばつで、今里村が臨時に今井用水の水路を浚^{さら}えようとしたことに反発した石見上里・井ノ内両村が、浚った土砂を水路に投げ入れ、土手を破壊するなどの妨害をします。そこで今里村は両村を告訴するとともに、今井用水の水利権を守るために民事裁判を起こしました。このとき裁判所に証拠として提出されたのが、村で大切に保管してきた、これまでの争論で作成された覚書や証書類でした。



明治19年(1886)「大阪控訴院裁判言渡書」(部分、個人蔵)

大阪控訴院の裁判に勝利した今里村では、この判決文を今井用水に関する「最モ必要ノ証拠」として、後年の紛失や火災、虫喰いなどによる損失を防ぐため、人を雇って写し取り、再三読み合わせをして、「村箱」に備え置いて大切に保存することとなりました。

明治18年の京都始審裁判所の判決では、今里村の主張は認められませんでした。翌年の大阪控訴院では、年1回を超えて水路を浚うことは許されないが、今井用水に障害物がある際は、井ノ内・石見上里両村の立会いのもと取り払い、原形に復することができる、として今里村の権利を認める判決が下されました。

村では、宮座^{みやざ}の田を売るなど、多額の費用をかけて中世以来の水利権を守り、それを新しい裁判制度に基づいて近代的な権利として確立しました。このとき今井用水の訴訟を勝利に導いた覚書や証書類は、今も地域で大切に保管されています。